



質問

狭い道路の 拡幅要綱をつくり援助を

真野 和久議員

現在、策定準備をしている

産業建設部長



▲宅地開発で後退し未整備の土地(黒いゴムの下)

問 幅4メートル以下の狭い道路に面した住宅で、道路幅の確保のために下がった部分が未舗装のままになっていたり、側溝もそのままになっていたりするケースを見かける。住宅を購入した市民から、土地を寄附するので、舗装してほしい、側溝を付け替えてほしいと相談があったが、市に制度がなく、寄附をしても舗装はできないという回答だ。道路が狭いと救急車が

入れなかったり、消火活動が制限されたり、災害時に避難する時に危険であったりするので、道路を広げておく必要がある。開発業者への指導、個人も含め宅地への指導は、どのようにしているのか。

答 住宅地等の開発時には、道路舗装・側溝整備を業者に指導している。小規模開発のような開発許可の対象とならない道路は、個人敷地の扱いで、指導の対象にはしていない。

問 津島市、弥富市、あま市には、「狭隘道路の拡幅整備に関する要綱」が定められている。事前協議し、後退する土地を市に寄附すれば、その部分の土地の測量、登記、整備などを市が行う。
問 愛西市には要綱はないという話だが、今後の策定の予定はないか。
答 現在、策定の準備をしているところだ。

学校検証委員会に 地域の声を入れよ

問 小中学校適正規模適正配置等検証委員会に、地域の要望や意見をどのように取り入れるのか。
答 検証委員会は、地域の要望や意見を反映することを目的としていない。

その他の質問

●側溝清掃に市の援助を

問 計画を見直す場合、具体的に案を練り上げる中に住民の意見、地域の声を入れていく仕組みを